

第3章 災害復旧・復興計画

【関係機関】◎総務課 町民課 保健福祉課

第1節 民生安定化対策

【基本方針】

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、町及び防災関係機関は、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっ旋、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

【実施内容】

1 被災者のための相談・支援

町、国及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 相談窓口の開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ、将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び町役場などに行き届いた総合的な相談窓口を目安として、避難所が開設した時から3～4日後に開設する。

なお、男女ニーズの違いに配慮した相談体制を整備し、避難所が多数の場合は、自動車による巡回相談の形式をとる。

(2) 相談窓口の運営

町は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

(3) 相談内容の充実強化

被災者からの要望を「聞きっぱなし」に終わらせることのないよう、相談体制の充実強化を図る。

(4) 被災者へのメンタルケア

災害によって心が深く傷ついた心理状態（心的外傷後ストレス症候群：PTSD）を癒し、又は症状を軽減するための対策を講じる。

PTSD（Post Traumatic Stress Disorder）症状の理解

この症状は、単に寝つけない、いらいらするといったものから無力感や疲労感だけでなく、頭痛、めまい、吐き気、生理不順といった具体的な身体の変調をもたらすものであり、被災後すぐに症状が現れる人から半年経ってから現れてくる人もいる。

(5) 被災者情報の把握、情報の共有化

町及び県は、被災者台帳の活用により被災者情報の共有化を図り、迅速かつ確かな支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有できる仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(6) 被災者等の生活再建等の支援

ア 町及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 町、県及び国は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 町は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、町の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。

(7) 被災中小企業への相談窓口等の設置

町、県及び国は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

2 雇用の安定

町は、被災者のための特別相談窓口等を開設し、県と密な連携のもと被災者支援を行う。

- (1) 災害による事業の閉鎖、又は事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業をはじめ他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。
- (2) 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため特別相談窓口を各公共職業安定所に設置する。

3 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監査及び情報の提供

(1) 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、または供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、住民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

4 町税の減免

災害により被害を受けた個人の町・県民税及び固定資産税の納税義務者に対して、町税の減免並びに納期限の延長及び徴収猶予し、被災者の生活の安定、早期立直りに努める。

5 被災台帳の作成

(1) 災害救助法の適用認定された被災世帯についての被災状況の台帳を作成する。

なお、被災台帳の記載については、被災状況と記載する内容に食い違いを生じないよう被災者に確認を求め、正確を期する。

(2) 被災者の求めに応じて、事後明らかになった被災について、被災台帳の記載内容の修正を行う。

- (3) 被災台帳の記載内容
 - ア 被災状況
 - イ 被災世帯にかかわる緊急措置の状況
 - ウ 罹災証明書の発行状況

6 罹災証明書の発行

町は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

県は、町が行う被害認定調査及び罹災証明書発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平常時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

7 制度の周知及び利用者への広報

町及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

- (1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
- (2) 防災行政無線、広報紙、チラシ等
- (3) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

【関係機関】 ◎保健福祉課 総務課

【基本方針】

風水害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更正できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保または事業経営安定の措置を講じる。

また、風水害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

【実施内容】

1 融資・貸付その他資金等の概要

融資・貸付その他資金等の概要については、資料編（18. 融資・貸付その他資金等による支援計画）のとおりとする。

2 制度の住民への広報

県及び町は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

(1) 相談窓口の周知

県及び町の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。

(2) 制度内容の周知

県及び町の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

ア 県災害対策本部が実施するもの

- (ア) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布
- (イ) 新聞紙面による周知
- (ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

イ 町災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布
(県等の支援制度及び市町村個別制度の周知)

ウ 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

第3節 公共施設等災害復旧対策

【関係機関】 ◎地域整備課 産業振興課 保健福祉課 教育員会事務局

【基本方針】

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続きを明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害等を受けた町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、町に対する支援を行う。

【実施内容】

1 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ウ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - エ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - オ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - カ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設等災害復旧事業計画
 - ア 農地・農業用施設災害復旧事業計画
- (3) 文教施設等災害復旧事業計画
 - ア 公立学校施設災害復旧事業計画
 - イ 公立社会教育施設災害復旧事業計画
 - ウ 私立学校施設災害復旧事業計画
 - エ 文化財施設災害復旧事業計画
- (4) 厚生施設等災害復旧事業計画
 - ア 社会福祉施設等災害復旧事業計画
 - イ 廃棄物処理施設災害復旧事業計画
 - ウ 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 都市施設災害復旧事業計画
 - ア 公園施設等災害復旧事業計画

2 激甚災害指定の促進

県は激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査、把握し、「激甚災害に対処するための特別の財政救助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定が早期に受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 災害査定の促進

復旧事業計画を早急に作成し、町は国、県が費用の全部をまたは補助するものについて申請し、復旧事業の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、実施が速やかに行えるよう努める。

4 職員の活動体制の整備

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

5 復旧技術員の確保

町において技術職員の不足を生じるときは、被災を免れた他の市町村から関係職員の派遣を求めてこれに対処するものとし、この場合において市町村相互間において協議が整わないときは、県にあっては調整を要請する。

6 緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担する財源を確保するための所要の措置を講じ、復旧事業の早期実施が図られるようにする。

災害復旧資金の緊急需要が生じた場合において、災害つなぎ資金の確保に努める。

7 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、町は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

8 住民及び関係団体等に対する情報提供

町及び県は住民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部から、個別分野の情報は関係部局からも提供する。

第4節 災害復興対策

【関係機関】 ◎地域整備課 総務課

【基本方針】

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、町及び県は、住民、民間事業者及び施設管理者等と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

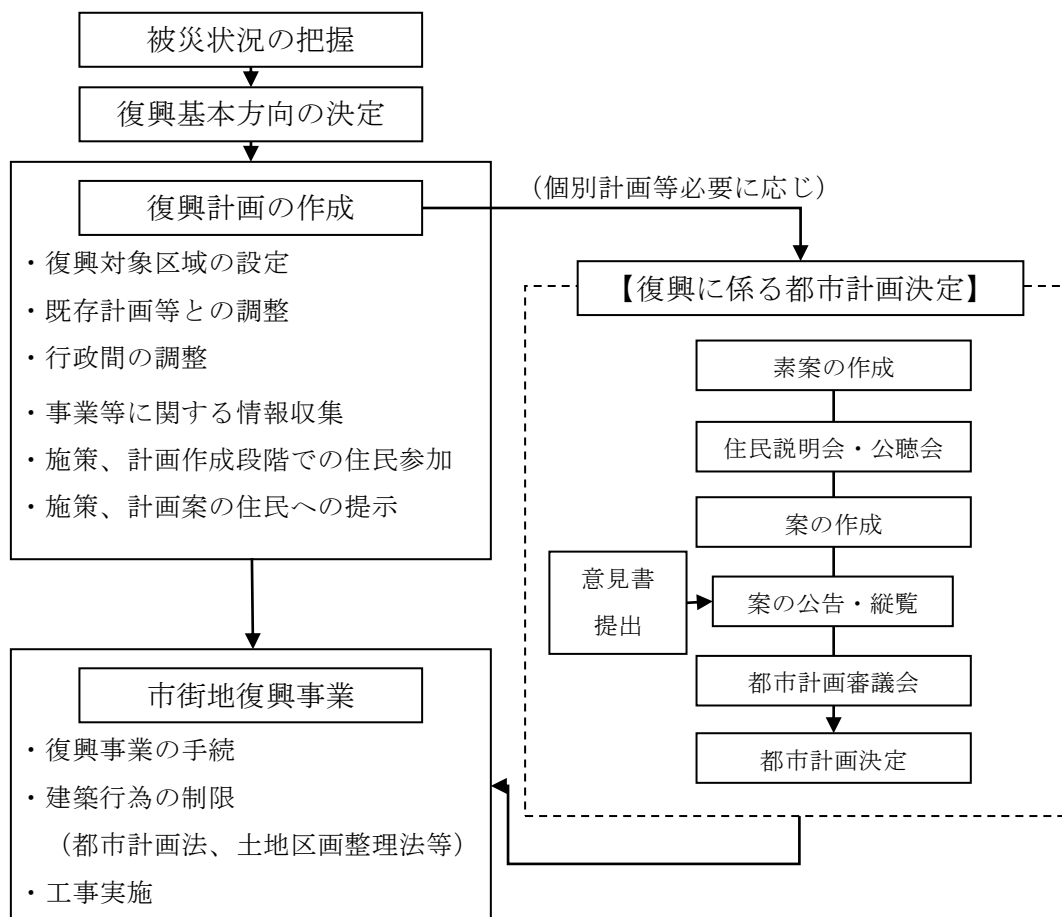
町、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適で安全な防災まちづくりを目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

地域の自然・社会条件を踏まえ、住民参加による復興計画の策定及び復興事業の実施を図る。計画の策定に当たっては、広く住民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

【実施内容】

1 都市復興対策の手順



2 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

- ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、町及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。
- イ 復興対策の円滑な実施をきすため、町及び県は、自治体内部だけでなく外部の有権者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。
- ウ 復興対策の遂行に当たり、町及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。

(2) 復興基本方向の決定

- 町及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、または更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の作成

- ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。
- イ 町及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（町及び県間の連携、国との連携、広域調整）を行う。
- ウ 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- エ 県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために、必要な都市計画の決定等を行う。
- オ 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するとともに、必要に応じて職員の派遣に係るあっ旋に努める。同様に、町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。
- カ 復興計画作成に当たり、町及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

- 町及び県は、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を

きめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

3 防災まちづくり

- (1) 町及び県は、再度災害の防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 町及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 町及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 町及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。
また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (5) 町及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティ（快適性）の観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 町及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人員の広域応援などに関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 町及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行う。
- (8) 町及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- (9) 町及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の

心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

田上町地域防災計画

風水害対策編

(令和6年3月修正)

編集発行 田上町防災会議

事務局 田上町 総務課

〒959-1503

新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3070 番地

TEL 0256-57-6222

FAX 0256-57-3112

E-mail t2221@town.tagami.lg.jp
